



国際交流・多文化共生の扉



国際交流・多文化共生室 ☎@0201

「やさしい日本語」を知っていますか？

「やさしい日本語」は、さまざまな人が理解しやすいよう、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことで、外国人が情報弱者となった阪神・淡路大震災をきっかけに広く知られるようになりました。もともとは、日本語を母語としない外国人に分かりやすく正確な情報を伝えるために使われ始めましたが、高齢者や子どもなど多くの人にも分かりやすいことから、現在では災害時や日々の生活情報発信など幅広い場面で活用されています。

「やさしい日本語」講座を開催しました

1月に地御前市民センターで「やさしい日本語」を学ぶ講座を開催しました。参加者は「やさしい日本語」に言い換えるポイントを学びました。例えば「給水所」は「水をもらうところ」、「避難所」は「みんなが逃げるところ。市民センターや学校などです」と言い換えることができます。このように、難しい言葉を柔軟に言い換えたり、伝わりにくい場合には具体例を出すこともポイントです。

「やさしい日本語」には正解がないため「やさしい日本語」を知っている人が増え、みんなで考えを出し合いながら「やさしく」言い換えていくことが大切です。日常生活の中で「やさしい日本語」を少し意識して使ってみませんか。



▲(写真左右) グループに分かれて、いろいろな言葉の言い換えに挑戦。伝える相手の背景も考えながら、みんなで楽しく意見を出し合いました。

・・・チャレンジ！・・・

次の言葉を「やさしい日本語」に言い換えましょう



※答えは本文の中にあります

生活衛生・公害防止に関する窓口が一部変わります

4月1日(水)から、生活衛生および公害防止に関する次の手続きの窓口が市から県へ変わります。

☎ 人権・市民生活課 ☎@9147
☎ ゼロカーボン推進課 ☎@9224

市から県へ変更になる手続き

●生活衛生関係

旅館業法、公衆浴場法、興行場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、温泉法に関する申請および届け出・報告など
※クリーニング師試験、クリーニング師免許の受け付け
窓口は変わりません

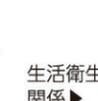
●公害防止関係

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、瀬戸内海環境保全特別措置法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(騒音・振動を除く)及び広島県生活環境の保全等に関する条例(騒音・悪臭を除く)に関する申請および届け出など

変更後の窓口

広島県西部厚生環境事務所・保健所
(桜尾2-2-68) ☎@1181

詳しくは、二次元コードから確認してください



国民健康保険の手続きをお忘れなく

☎ 保険課 ☎@9159

次の場合は、必要なものを持参し、保険課または各支所で手続きをしてください。

①②共通で必要なもの

本人確認書類(マイナンバーカードなど)

※別世帯の人が手続きする場合は委任状と代理人の本人確認書類が必要

①国民健康保険加入手続き

このようなとき	持ち物
転入した(前住所地でも国保に加入していた場合)	転入前の住所地で交付された書類(持っている人)
勤務先などの健康保険をやめた(扶養から外れた場合も含む)	勤務先などで発行された健康保険資格喪失証明書または健康保険をやめたことを証明するもの
子どもが生まれた	親子(母子)健康手帳
生活保護を受けなくなった	保護廃止(停止)決定通知書

※外国籍の人が加入する場合は在留カードとパスポートが必要

②修学者用の国保資格(学)の手続き

修学のため、家族と別居して他市区町村に住所を移した人は、特例として、届け出により引き続き20日市国保(学)に加入することができます。また、卒業などで必要なくなった人は必ずやめる手続きをしてください。

※世帯に3月中に有効期限を迎える国保資格(学)を持っている人がいる場合は、世帯主あてに通知しますので必要な手続きをしてください

このようなとき	持ち物
修学のため転出する	在学証明書(原本)または学生証(コピー可)
在学予定年限を過ぎた後も、引き続き修学する	・在学証明書(原本)または学生証(コピー可) ・住民票(住所に変更がある場合)
卒業後20日市市に転入し、国民健康保険に加入する	—
勤務先などの健康保険に加入する	勤務先などの健康保険に加入したことが分かるもの
卒業後も、市外に住民票を置く(住民票がある自治体の国保に加入する)	—

※資格確認書を持っている人は持参してください

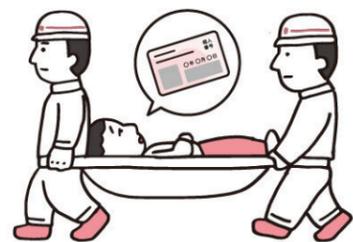


命を守る マイナ救急にご協力を+

☎ 消防本部警防課 ☎@9233

「マイナ救急」の本格運用が4月から始まります。マイナ救急とは、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を活用して傷病者の医療情報(病歴・処方歴・受診歴など)といった、病院選定などに役立つ情報を把握する取り組みです。

※令和7年度は実証事業として実施しました



期待できるメリット

- ・自分の病歴や飲んでいる薬を正確に伝えることができる。
- ・円滑な搬送先病院の選定や適切な処置が実施できる。
- ・搬送先の病院で治療の事前準備ができる。

協力をお願いします

- マイナ保険証を救急隊へ提示してください。
- 救急隊が医療情報などを閲覧することに同意してください。

詳しくは、市ホームページを確認してください▶

